

1. 適用範囲：承諾。

- 1.1 本 Greene, Tweed & Co., Japan 購入条件（以下「本条件」）は、Greene, Tweed & Co., Japan またはその関連会社（以下、それぞれ「購入者」）が、注文書の宛先である当事者（以下「販売者」）に対して発行する、電子または書面による注文書（以下、それぞれ「注文書」）に適用されるものとします。当該注文書は、注文書に記載された商品（以下「商品」）を購入するための購入者の申し出です。注文書と本条件（総称して「本契約」）は、購入者と販売者間の完全な合意を構成し、書面および口頭による本契約締結以前のすべての了解、合意、交渉、表明および保証、並びに通信に優先します。本条件は、販売者が販売確認書、またはかかる条件、見積書、提案書、申し出（「販売者条件」）を提出したか否か、またその時期にかかわらず、販売者が提出した販売者の一般条件、見積書、提案書、その他の申し出に優先します。本契約は、販売者の承諾を本契約の条項および条件に明示的に限定するものです。注文書に基づく履行またはその他の履行は、本条件の承諾を構成します。購入者が販売者の条件に異議を唱えなかった場合、本契約に基づく商品の受領または使用、その他の購入者の行為または不作為は、本契約に含まれる条件に追加的または異なる条件の承諾とはみなされません。販売者による本条件のいずれかの条項に対する変更の提案または試みは、当該変更が注文書に記載された商品の説明、数量、価格または納期に関する条件に関するものでない限り、注文書の拒否とはみなされませんが、本契約の重大な変更とみなされ、当該追加または異なる条件なしに、注文書および本条件は販売者により承諾されたものとみなされます。
- 1.2 販売者が別途注文書を受諾していない限り、販売者は、作業を開始することにより、または購入者に対し作業開始を通知することにより、もしくは商品を出荷することにより、本契約に含まれる全ての条件を受諾したものとみなされ、その他のいかなる条件も適用されません。本契約は、販売者が購入者に対し、注文書を受諾する旨を書面で通知するまで、購入者に対して拘束力を有しません。購入者は、販売者による受諾前であれば、いつでも注文書を撤回することができます。
- 1.3 本条件は、販売者が本契約に基づき提供する修理品または交換品にも適用されます。
- 1.4 購入者は、本契約に基づき最低購入量または将来の購入義務を負いません。

2. 価格。

- 2.1 購入者が注文書に記載または添付するすべての価格は、(a) 当該注文書に基づき購入者に販売されるすべての商品、ならびに当該商品の組立、使用、保守に関するすべての部品および指示、サービス、労務、箱詰め、木箱梱包、包装、出荷および取扱、注文書に記載された納入場所（以下、「納入場所」）までの輸送費、保険、運賃、販売者から購入者へ移転可能な関税還付権、および保証に対する販売者への全対価を構成するものとします。また、(b) 適用されるすべての国内税、国際税、関税、消費税を含むものとみなされ、税および関税の金額は販売者の請求書に別途明細を記載するものとします。注文書に価格が記載されていない場合、価格は注文書の日付時点で有効な販売者の公表価格表に記載された価格とします。材料費、人件費、輸送費の増加などの理由による価格の増額は、購入者の事前の書面による同意がない限り効力を生じません。
- 2.2 注文書の日付時点で適用されていた運賃、関税および税金が、別途記載の有無にかかわらず、その後引き下げられた場合、その差額は購入者に支払われるか、または商品の代金から控除されるものとします。購入者による商品の代金支払いまたは支払いの約束は、当該商品の受領を構成するものではありません。販売者は、販売者から購入者に譲渡可能な関税還付権の存在について購入者に通知し、要求があった場合には、購入者が当該権利を取得するために必要な書類を提供するものとします。販売者は、購入者が負担した、または支払った関税のうち、還付請求権が存在し、かつ販売者が購入者に対して正当かつ速やかに移転しなかったものについて、当該商品の代金から控除するか、または購入者に返還するものとします。
- 2.3 販売者は、当該商品の価格が、販売者が同等の量の同種の商品を外部購入者に対して請求する最低価格であることを表明し保証します。 (i) 販売者が他の購入者に対してより低い価格を請求する場合、販売者は本契約に基づく全ての商品に当該価格を適用しなければなりません。また、(ii) 同等の量またはそれ以下の量で提供される同種商品の市場における現行単価が、購入者に対して提示された価格を下回る場合、販売者は本契約に基づく全ての商品に当該低価格を適用しなければなりません。これは、販売者が当該低価格を提示した日、または市場で当該低価格が利用可能となった日のいづれか早い方の日付より有効となります。販売者が当該低価格を満たさない場合、購入者は自らの選択により、責任を負うことなく、いかなる注文書または本契約も解除することができます。
- 2.4 販売者は、納品完了時またはそれ以降、かつ本契約に従ってのみ、購入者に対して請求書を発行するものとします。注文書に別段の支払条件が定められていない限り、販売者が購入者に供給する全ての商品に対する支払条件は、購入者が誠実に異議を唱える金額を除き、請求書受領日から90日とします。支払い異議申し立てが生じた場合、購入者は、異議申し立て対象の請求書の支払期日の5営業日前までに、異議申し立て項目をすべて列挙し、各項目について合理的かつ詳細な説明



を記載した書面による声明を販売者に提出するものとします。そのような異議申し立てのない金額は承認されたものとみなされ、他の項目に関する異議申し立てにかかるわらず、本第2.4条に定める期間内に支払わなければなりません。両当事者は、かかる異議申し立てをすべて迅速かつ誠実に解決するよう努めるものとします。販売者は、かかる異議申し立てがあったとしても、注文書に基づく義務の履行を継続するものとします。購入者は、本契約に基づき支払うべき金額について、以下の方法で計算される利息を支払うものとします：(a) 利率は、イギリンド銀行の基準金利に年4%を加算した利率とする。ただし、当該基準金利が0%未満の期間については年4%とします。 (b) 期間については、延滞金額の支払期日が到来した時点から支払いが完了するまでの期間とします。

3. 包装と発送：納品。

3.1 販売者は、注文書に指定された数量および日付、または当事者間で書面により別途合意された日付（以下「納期」）に、商品を納入するものとします。納期が指定されていない場合、販売者は注文書を受領した日から30日以内に商品を納入するものとします。商品の適時な引渡しが最も重要です。販売者が納期までに商品を完全に納入しない場合、購入者は販売者に対し書面による通知を提出することにより直ちに注文書を解除することができ、販売者は納期までに商品を納入しなかつたことに直接起因する購入者の損失、請求、損害、ならびに合理的な費用および経費をすべて補償するものとします。購入者は、納期前に納入された商品について、販売者の費用負担で返品する権利を有し、販売者は当該商品を納期に再納入するものとします。

3.2 販売者は、商品を取り扱い、梱包し、保管し、かつ購入者の通常の営業時間中、または購入者が別途指示する時間帯に、納品場所まで輸送するための一切の費用を負担するものとします。納品は、注文書の表に記載されたインコタームズ規則に従って行われるものとします。納品条件が指定されていない場合、商品はインコタームズ2020に基づき、DAP条件で納品場所に納品されるものとします。

3.3 購入者の注文書番号および販売者のVAT番号は、すべての請求書、書簡、梱包、および船荷証券に記載されなければなりません。購入者は、輸送方法および各出荷に添付する梱包明細およびその他の書類の種類と部数を指定することができます。販売者は、配送、物流、梱包、ラベル表示、危険物に関する指示および要件を含め、隨時修正または更新され、参照により本契約に組み込まれる購入者の指示および要件をあらゆる点において遵守するものとします。国境を越える取引においては、販売者は当該商品の輸入者および/または輸出者として記録されるものとします。

3.4 本契約に基づき購入された商品の出荷前および出荷に際し、販売者は購入者に対し、当該商品の構成要素または一部を成す危険物について、書面による十分な警告および通知（商品、容器および包装への適切なラベル表示を含む）を提供するとともに、購入者および購入者の運送業者に対し、購入者に出荷される商品、容器、包装の取扱、輸送、加工、使用または廃棄における身体損傷または財産損害を最も効果的に防止するための注意および予防措置の実施方法を指示するために必要な特別な取扱指示を併せて提供するものとします。本条件において、「危険物」とは、危険な物品、化学物質、汚染物質、薬物、公害物質、または関連する現地法、州法、国内法、または国際法、規制および基準により危険または禁止と定義されるあらゆる物質を指します。購入者の要求に応じて、販売者は本契約に基づき購入された商品に関する最新の物質安全データシートを速やかに購入者に提供するものとします。

4. 代用不可：不適合品の検査および拒否。

4.1 購入者の事前の書面による明示的な承認がない限り、販売者は、購入者が注文書に基づき注文した商品に代わるもの、代替品、または類似品を購入者に供給してはなりません。

4.2 購入者は、納入された商品を検査する権利を有し、いかなる検査または検査の不履行も、本契約に基づく販売者の義務を減じたり変更したりするものではありません。購入者は、その単独の裁量により、商品全体またはそのサンプルを検査することができ、商品が不適合品、欠陥品、または代替品もしくは変更品であると判断した場合、商品全体またはその一部を拒否することができます。購入者が商品のいずれかの部分を拒否する場合、購入者は販売者への書面による通知をもつて効力を生じる以下の権利を有します：(a) 注文書を完全に取り消す、(b) 合理的に減額された価格で商品を受け入れる、または(c) 商品を拒否し、拒否した商品の交換を要求する。購入者が商品の交換を要求する場合、販売者は自らの費用負担で、速やかに不適合商品を交換し、欠陥商品の返送および交換商品の配送にかかる輸送費および保険料を含むがこれらに限定されない関連費用の全額を支払うものとします。販売者が代替品を適時に納入しない場合、購入者は第三者から代替品を入手し、その費用を販売者に請求するとともに、第6条に基づき正当な理由をもって本契約を解除することができます。本条に基づく購入者による検査またはその他の措置は、契約に基づく販売者の義務を減少させるものでも、またその他の方法で影響を与えるものではありません。購入者は販売者が是正措置を実施した後も、追加の検査を実施する権利を有するものとします。不適合商品の代金支払いは、当該商品の受領を構成するものではなく、また購入者が法的または衡平法上の救済措置を主張する権利を制限または損なうものではありません。梱包明細書が同封されていないすべての出荷品については、購入者の数量が最終的なものとみなされるものとします。過剰商品は、販売者の費用負担で購入者が返品することができます。

5. 所有権および危険負担。

いかなるインコタームズ2020の規定にかかわらず、販売者は、納入場所への納品および購入者による受領までの損失または損害のすべてのリスクを負うものとします。すべての商品は、販売者の費用負担により、購入者がいつでもいかなる場所でも検査することができます。かかる検査は、販売者の明示的または黙示的な保証を放棄、減損、またはその他の方法で影響を与えるものではなく、いかなる物品の受領を構成するものではありません。購入者は、たとえ購入者が事前に商品を検査していた場合であっても、欠陥を発見するための合理的な期間を経過した後にのみ、商品を受領したものとみなされます。

6. 契約期間および契約の終了。

6.1 本契約は、第1条に定める承諾日から、直近の注文書に記載された期間にわたって完全に効力を有するものとします。注文書に有効期間が明記されていない場合、本契約の有効期間は、当該商品が適用されるプログラムの存続期間とします。ただし、本条件に基づき別途終了される場合はこの限りではありません。

6.2 購入者は、未納品の商品について、理由の有無にかかわらず、販売者に対し5営業日前の書面による事前通知をもって、いつでも注文書の全部または一部を解除することができます。本条件に基づき提供される救済措置に加え、販売者が本条件のいずれかの条項を全部または一部履行または遵守しなかった場合、購入者は、商品の受領前または受領後を問わず、販売者への書面による通知をもって、直ちに効力を生じる形で、いかなる注文書も解除することができます。(i) 販売者の支配権または所有権に、購入者の事前の書面による同意なしに直接的または間接的な変更が生じた場合、または(ii) 販売者が支払不能に陥り、破産申立てを行い、または破産、管財、再編、債権者利益のための譲渡に関する手続を開始する、もしくは開始された場合、購入者は販売者への書面による通知をもって直ちに当該注文書を解除することができます。購入者が何らかの理由で注文書を解除した場合、販売者の唯一かつ排他的な救済は、解除前に購入者が受領し承認した商品に対する代金の支払いとします。購入者は、注文書の全部または一部の取消しに起因する直接的、間接的、特別、付隨的、懲罰的または結果的損害または支払いについて、一切の責任を負わないものとします。

6.3 販売者は、注文書の解約通知を受領した場合、速やかに以下の措置を講じるものとします。(i) 通知の指示に従い作業を停止する (ii) 注文書の解約対象部分に関連する下請契約/発注を一切行わない(iii) 解約対象作業に関連する下請契約/発注を全て解約するか、購入者の要求に応じて譲渡する (iv) 完成品および仕掛品を全て引き渡す、(v) 購入者が合理的に要求する追加のサプライヤー移行支援を提供する。

7. 監査/品質管理。

購入者は、自らの裁量により、本契約の条件および販売者とサプライヤー（以下、「サプライヤー」）との間の全ての契約（以下、「サプライヤー契約」）に基づく販売者およびサプライヤーの履行状況について監査を実施することができます。販売者は、購入者が購入者の製品に組み込まれる予定の材料について、販売者および全てのサプライヤーの工場を含むがこれに限定されないあらゆる場所、並びに全ての生産段階において、実施された作業および供給された材料の品質を決定し検証することを認める条項を、サプライヤー契約に含めるものとします。購入者によるかかる監査は、販売者またはサプライヤー（該当する場合）の承知の上で、販売者またはサプライヤーと共同で実施されます。販売者は、購入者、その顧客、政府関係者、および上記いずれかの指定代表者（以下総称して「検査担当者」）が販売者の事務所、製造施設および倉庫の訪問を手配することを許可するものとします（また各サプライヤーに許可させるものとします）。当該検査者が販売者のサプライヤーの事務所、製造施設、倉庫を訪問し、(i) 注文書および全てのサプライヤー契約に基づき購入される製品および材料、ならびに (ii) 専用在庫品および標準在庫品の納期、品質プログラム、在庫水準に関する監査を実施することを手配するものとします。販売者は、(i) 注文書に該当する全ての製品にロット番号およびバッチ番号を付与し、(ii) 各サプライヤーに販売者に供給する全ての製品にロット番号およびバッチ番号を付与させるものとし、これにより品質問題発生時に当該製品を全て追跡および特定可能とします。

8. 記録の管理。

記録は、注文書に関連して提供される作業、製品、材料またはサービスに関する全ての帳簿、書面および/または電子記録、その他の文書で構成されるものとします。販売者は、購入者および/または購入者の権限を有する代表者による検査および複写のために、すべての帳簿、記録、および文書を作成し、かつすべてのサプライヤーに作成させる手配をするものとします。購入者の注文書および商品に関連する記録管理は、販売者の記録管理に関する標準手順に従うものとし、当該手順は最低限、ISO 9001および/またはAS9100の要求事項を満たすものとします。記録は、購入者が販売者に要求してから72時間以内に、判読可能かつ容易に識別および検索可能な状態を維持するものとします。注文書に関連する記録は、当該注文書に基づく商品の納入または当該注文書の終了のいずれか早い方から10年間保持され、閲覧可能な状態に置かれるものとします。

9. 保証。

9.1 販売者は購入者に対し、納期から購入者の顧客がエンドユーザーに対して商品を保証する期間の終了時まで（以下「保証期間」）、全ての商品が以下であることを保証します。 (i) 取引きに適格であること、(ii) 製造上の欠陥、材料の欠陥および設計上の欠陥がないこと、(iii) 新品であり、同種商品中最高のものであり（別段の定めがある場合を除く）、かつ最高水準の品質、製造、材質を有すること、(iv) 所定の用途に適し意図した通りに機能すること、(v) あらゆる留置権、担保権その他の権利の負担がないこと、(vi) 第三者の特許権その他の知的財産権を侵害または不正使用しないこと、(vii) 適切に容器に収められ、包装され、ラベル表示があり、容器およびラベル表示（ある場合）に記載された約束および事実の表明に適合すること、(viii) (x) 購入者が販売者に提供した見本、模型、図面および仕様書、並びに(y) 販売者が購入者に提供し購入者が承認した見本、模型、図面および仕様書に完全に適合すること。販売者は、取引の過程または商慣習から生じる可能性のある明示的および黙示的なあらゆる保証を提供します。さらに、本契約に基づき購入者に提供される明示的および黙示的な保証はすべて、当該商品を使用、消費する、または商品により影響を受けることが合理的に予想されるあらゆる人物に及ぶものとします。

9.2 購入者は販売者に対し数量を一切保証せず、販売者が維持する在庫について一切の責任を負わず、未使用品または返品商品の陳腐化または再在庫化に起因する損失または費用について一切の責任を負いません。

9.3 本契約に定める権利および救済措置は、法令により本条件に黙示される商品説明、品質、目的適合性に関する法定条件にに関して購入者が有する権利および救済措置に追加されるものであります。

10. 補償および保険。

10.1 販売者は、購入者および購入者の親会社並びにその子会社、関連会社、承継人または譲受人およびそれらの役員、取締役、所有者、従業員、代理人並びに購入者の顧客（総称して「被補償者」）を、販売者から購入した商品、販売者の過失、故意の不正行為、本契約の違反または不履行（販売者、その従業員、代理人または請負業者が、注文書の履行において行った作為または不作為（かかる行為が過失によるものであるか否か、または本契約の違反に該当するか否かを問わない。）に起因して、直接的または間接的に生じた、人の死亡または負傷および/または財物損害による損失を含むがこれらに限定されない。）に起因し、直接または間接的に生じ、または関連して発生するあらゆる請求、訴訟および訴訟手続（根拠の有無を問わない）、損害賠償（直接的、間接的、特別、付随的および結果的損害を含む）、費用、負債、支出および損失（弁護士その他の専門家への報酬および費用、裁判費用、その他調査および訴訟費用、並びに合理的な逸失利益を含むがこれらに限定されない。以下総称して「損失」という）から免責し、防御し、損害を賠償するものとします。販売者は、商品の使用または所有が第三者の特許権、著作権、営業秘密またはその他の知的財産権を侵害、希釈化または不正使用にあたるという主張に起因し、直接的または間接的に生じ、またはこれに関連する一切の損失について、購入者および免責対象者を補償し、防御し、免責するものとします。疑義を避けるため、以下の各事項は本契約の不履行に該当し、販売者による補償の対象となります：(a) 販売者が納期までに納品場所に正確な数量の商品を納品しなかった、または(b) 販売者が本契約の保証またはその他の条項のいずれかに違反または履行しなかった（重大か否かを問わない）。

10.2 本契約に基づく補償の対象となる第三者からの請求（以下「請求」）が生じた場合、購入者は、単独の裁量により、(i) 当該請求を販売者に提示し、購入者が適任と判断する弁護士またはその他の専門家を用いて防御させる、または(ii) 購入者が選定する弁護士により当該請求を防御することができます。販売者は、いずれの場合においても、当該防御に要した全ての合理的な費用を購入者に償還するものとし、かつ当該請求に起因または関連して生じる全ての損失について購入者を補償し、購入者を免責するものとします。購入者が販売者に対し請求の抗弁を提示し、販売者が当該抗弁を受諾した場合、販売者は最終的に当該請求が本契約に基づく補償の対象となること、および販売者が購入者に対していかなる請求権または反訴権を有しないことに合意したものとみなされ、これら全てが放棄されたものとみなされます。販売者が請求の抗弁を受諾した後、当該請求を積極的に抗弁しなかった場合、購入者は自らの選択により当該請求の抗弁を受諾する権利を有し、販売者は本契約に基づき購入者を補償する義務を免れないものとします。販売者が請求の抗弁を受諾する場合、購入者の事前の書面による同意なしに当該請求を解決または和解することはありません。

10.3 購入者が書面により明示的に免除しない限り、販売者は本契約の有効期間中、以下の保険契約を維持し、購入者を追加被保険者として指定するものとします：(i) 身体傷害、財産損害、契約上の責任、製造物責任および完工事を補償する500万英ポンド (£5,000,000.00) 以上の包括的な一般賠償責任保険、(ii) 販売者の保護、保管、または管理下にある購入者財産の全額再調達価額を補償する全危険財産保険（損害受取人を購入者とするもの）、(iii) 事故、傷害、疾病ごとに100万英ポンド (£1,000,000.00) 以上の雇用者賠償責任保険、(v) 本契約の履行に使用される所有車両、借用車両および非所有車両を全て対象とする事業用自動車賠償責任保険（1事故あたり最低100万ポンド (£1,000,000.00) の統合した単一の限度額）(vi) 500万英ポンド (£5,000,000.00) 以上の過誤および不作為保険/サイバー賠償責任保険、(vii) 500万英ポンド (£5,000,000.00) 以上の製品リコール保険。販売者が適切な保険補償を購入、または証明書を提出した場合であっても、

販売者は本契約に基づく義務または責任を免除されません。販売者は、要求があつた場合、これらの要件への遵守を証明する「保険証明書」を送付するものとします。本条に基づき維持される保険は、購入者の利益に関して主たる保険とはみなされず、購入者が加入するいかなる保険とも相補的なものではありません。販売者は、販売者、販売者の保険会社、および販売者を通じて、販売者の名義で、または販売者に代わって請求を行う者が、前述の保険で補償される損失または責任に基づき、購入者およびその顧客に対して、いかなる請求権、訴訟権、または代位権も有しないことに同意します。購入者が要求し、販売者が維持する保険金額は、責任の制限を構成するものではありません。上記に言及した保険限度額は、各保険契約を通じて、またはこれらの保険契約と上乗せ保険/包括賠償責任保険の組み合わせを通じて満たすことができます。販売者は、本契約の終了、満了および/または有効期間の満了後、3年間にわたり補償の継続性を維持しなければなりません。

11. 不可抗力：労働争議。

11.1 販売者は、予測可能または予想される労働争議および/または販売者の労働契約の満了期間中、少なくとも30日間、購入者への商品の供給を中断なく確保するために必要または適切な措置を、販売者の費用負担で講じるものとします。本条項は、契約または適用法に基づく購入者のその他の権利および救済措置の放棄を構成するものではなく、これらに影響を及ぼすことなく、各権利および救済措置は本契約により留保されます。

11.2 当事者は、自らの支配の及ばない事由（以下「不可抗力事由」）により本契約に基づく義務の不履行（購入者による商品の受領を含むがこれに限定されない）が生じた場合、その責任を負わないものとします。不可抗力事由には、暴風雨、洪水、地震、天災、パンデミックおよびエピデミック、民事上または軍事上の権力行為、暴動、火災、ロックアウト、爆発および爆撃、戦争行為およびテロ行為、その他履行免除を求める当事者の合理的な支配を超える原因が含まれるが、これらに限定されません。ただし、不可抗力事由には労働争議またはストライキは含まれません。不可抗力事由が発生した場合、販売者は当該事由発生後5営業日以内に購入者に対し書面で通知するものとし、販売者は購入者への影響または損害を軽減するために最善の努力を払うものとします。いかなる場合においても、販売者は不可抗力事由の結果として本契約に基づく価格調整、補償その他の金銭的救済を受ける権利を有しません。遅延が30日を超えて継続する場合、または販売者が遅延が30日以内に解消されることを確約できない場合、購入者は書面による通知をもって影響を受ける注文書を解除することができ、購入者はかかる解除に関連する一切の責任を負わないものとします。

12. 変更。

購入者は、その単独の裁量により、隨時、販売者への通知をもって、図面、仕様、材料、包装、試験、数量、納期または配送方法、出荷方法について合理的な変更を加えるか、販売者に対し変更を指示することができ、またはその他の方法で注文書を合理的に変更することができます。販売者の要請に基づき、適切な補足書類を添付した場合、購入者の変更に起因する履行価格および履行時期について、当事者は公平な調整に合意することができます。注文書の変更は、購入者の権限を有する代表者が署名した書面によるものでなければなりません。販売者は、購入者の権限を有する代表者の書面による同意なしに、商品の設計や下請け業者を変更したり、商品の生産、工具、設備、製造、組立を変更もしくは（購入者が承認した施設から）移転したり、商品の出荷元を変更したりすることはできません。

13. 特殊工具。

注文書の履行に使用するために購入者が販売者に提供した、または購入者が全額もしくは一部を特に支払ったすべての特殊工具（設計、工具、治具、金型、鋳型、固定具、テンプレート、パターンおよび図面を含むがこれらに限定されない。）（以下、「購入者財産」）は、購入者の財産であり、購入者の指示による撤去の対象となり、購入者の注文書の履行にのみ使用されるものとします。購入者の財産はすべて販売者の責任において保管され、購入者が販売者に別段の通知をしない限り、最良の状態に維持され、必要に応じて販売者が単独費用で交換し、販売者の管理下にある間は販売者の費用で、その交換費用と同額で保険をかけ、損害は購入者に対して支払われるものとします。当該保険の保険証券または証明書の写しは、購入者の要求に応じて提供されるものとします。購入者の財産は、販売者により「Greene, Tweed & Co., Japanの財産」と明示的に表示され、販売者の財産または第三者の財産と混同されず、購入者の事前の書面による承諾なしに販売者の敷地外へ移動してはなりません。購入者の要求に応じて、当該購入者財産は直ちに購入者に解放されるか、販売者により購入者に引き渡されるものとします。**(i)** 英国に拠点を置くサプライヤーの場合、購入者が当該購入者財産の輸送に選定した運送業者の要求に従い適切に梱包および表示された状態で、販売者の敷地内における運送機器渡し（FCA）とします。**(ii)** 英国に拠点を置かないサプライヤーの場合、当該購入者財産の輸送に購入者が選定した運送業者の要求に従い適切に梱包および表示された状態で、販売者の敷地内（第3.2条に記載の輸送手段に応じて）におけるFCAまたはFOB（インコタームズ2020）とします。**(iii)** 購入者が指定する場所の場合、購入者は当該購入者財産をかかる場所へ配送する合理的な費用を販売者に支払うものとします。法律で認められる最大限の範囲において、販売者は、かかる購入者財産に対して行われた作業またはその他に關し、販売者が本来有し得る、または主張し得るあらゆる先取特権、請求権、債務、所有権またはその他の権利を放棄します。購入者財産に関して販売者が所有する知的財産権について、販売者は購入者に対し、



購入者財産をあらゆる用途に使用するために必要なサプライセンスを付与する権利を伴う、全額支払済みの、取消不能、非独占的、全世界的、法律で許容される最大限の永続的、かつロイヤリティフリーのライセンスを付与します。

14. 機密情報。

仕様書、サンプル、パターン、設計、計画、図面、文書、データ、営業活動、顧客リスト、価格設定、割引、またはリポートを含むがこれらに限定されない、購入者から販売者に開示されたすべての非公開、機密または専有情報は、口頭で開示されたか、書面、電子、またはその他の形式またはメディアで開示またはアクセスされたかどうかにかかわらず、注文書に関連して「機密」とマーク、指定、またはその他の方法で識別されたかどうかにかかわらず、注文書を履行するためのみ使用される機密であり、事前に書面で購入者から許可されない限り、開示または複製することはできません。購入者の要求により、販売者は購入者から受領したすべての書類およびその他の資料を速やかに返却するものとします。購入者は、本第14条の違反に対して差止救済を受ける権利を有するものとします。本第14条は、次の情報には適用されません。(a) 公知であるもの、(b) 購入者から販売者への最初の開示時に販売者に知られているもの、または(c) 販売者がサードパーティから非機密ベースで正当に取得したもの。

15. 政府との契約。

注文書が政府契約の履行において購入者が使用する材料に関するものである場合、販売者は政府契約に適用される購入者の全方針、ならびに政府契約に基づく下請業者またはサプライヤーとして適用される全ての法律および規制を遵守するものとします。購入者は、販売者から要求があった場合、適用される政府要件の写しを提供するものとします。

16. リコール。

購入者が、本契約に基づき購入した商品、または本契約に基づき購入した商品を含む購入者製品に関連するリコール、現場改修、修正または撤去（以下、「現場措置」）が、販売者の責任に帰する欠陥、不適合または不遵守によって引き起こされたと判断した場合、販売者は、現場措置に関連して購入者が負担した合理的な費用および経費の全てについて、購入者を補償し損害を与えないものとします。これには次に関連するすべての費用が含まれます：(i) 影響を受けた商品の調査および/または検査、(ii) 購入者の顧客への通知、(iii) 商品の修理、または修理箇所が非現実的もしくは不可能な場合にはリコール対象商品の買い戻しもしくは交換、(iv) リコール対象商品の梱包および輸送、(v) 修理済み商品の再設置および/または買い戻しもしくは交換商品の設置、(vi) メディアへの通知。各当事者は、当該現場措置または潜在的な安全上の危険性に関する声明を公衆または政府機関に対して行う前に、相手方と協議するものとします。ただし、当該協議が法令で要求される適時通知を妨げる場合はこの限りではありません。

17. 法律の遵守。

17.1 一般条項。 販売者は、適用されるすべての法律および規制（以下「法令」）を遵守しており、今後も遵守するものとします。さらに、販売者は、下請業者も法令を遵守していることを保証します。販売者は、各注文書に基づく義務を履行するために必要なすべてのライセンス、権限、認可、同意および許可を保有し、有効に維持するものとします。

17.2 輸出管理。 販売者は、各注文書に基づく商品の販売に関与する全ての国（日本の輸出入関連法令（日本の外国為替および外国貿易法（昭和24年法律第228号）を含むがこれに限定されない）を遵守するものとします。販売者は、政府の輸入通関を必要とする商品の発送に関する一切の責任を負います。政府当局が商品に対してダンピング防止関税、相殺関税または報復関税を課した場合、購入者はいかなる注文書も解除することができます。販売者は、法令により別途許可される場合を除き、購入者に納入される商品に、米国、英国または日本による制裁対象または輸出制限対象の当事者（米国財務省外国資産管理局の特別指定国民および資産凍結者リスト、または米国商務省産業安全保障局のエンティティリスト、取引拒否者リスト、軍事最終使用者リスト、英国制裁リスト、英國における統合金融制裁対象者リスト、または国連安全保障理事会統合制裁リスト、あるいは上記により所有または管理されているエンティティによって指定された人物を含むがこれに限定されない）、または米国もしくは英國による制裁対象国（ベラルーシ、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア、シリア、ベネズエラ、またはウクライナのクリミア、ドネツク、ルハンスク地域を含むがこれらに限定されず、修正されたものを含む）に由来する部品または材料が含まれないことを表明し保証します。販売者は、購入者（その株主、取締役、役員、従業員、顧客、請負業者、代理人およびその他の代表者を含む）に対し、商品に含まれる制裁対象者または制裁対象国に関する実際のまたは申し立てられた内容、または販売者による本項の不遵守に起因するあらゆる種類の潜在的な要求、請求、措置、訴因、手続、訴訟、査定、損失、損害、責任、和解、判決、罰金、違約金、利息、費用および経費（弁護士費用および支出を含む）のすべてを補償し、防御し、損害を与えないものとします。販売者は、商品に適用される輸出管理について購入者に通知するものとし、購入者の要求に応じて、商品に適用される輸出管理分類番号を購入者に提供するものとします。販売者は、本契約に基づき受領した技術データ、情報その他の物品の管理、開示およびアクセスについて責任を負うものとします。販売者は、本条項に基づく商品および販売者の適合性を確保するため、購入者が合理的に要求する情報、証明書その他の類似書類の提出要請に対し、購入者を支援するものとします。また、商品が本条項の表明および保証に適合しないことを発見した場合、またはその理由があると信じるに至った場合には、速やかに購入者に通知するも

のとします。商品の輸出に必要なライセンスまたはその他の認可は、注文書に別段の定めがある場合を除き、販売者の責任となります。注文書に別段の定めがある場合は、購入者が当該ライセンスまたは認可を取得できるよう、販売者は購入者から要求される情報を提供します。販売者およびその下請業者は、適用される政府またはその機関が輸出許可またはその他の政府承認を要求するいかなる国に対しても、当該許可または承認を事前に取得することなく、直接的または間接的に（規制対象国からの外国人への規制対象技術の開示を含む）、技術データ、プロセス、製品、またはサービスを輸出/再輸出しません。

- 17.3 有害物質。** 販売者は、有害物質の開示ラベル表示および/または除去のために適用されるすべての衛生、安全および環境要件を遵守するものとします。これには以下が含まれますがこれらに限定されません：(i) 2013年廃電気電子機器規制、(ii) 化学物質の登録、評価、認可および制限に関するEC規則1907/2006（「REACH規則」）、(iii) 2012年電気機器における特定有害物質の使用制限に関する指令（「RoHS指令」）により英国で実施される電気機器における特定有害物質の使用制限に関する指令（指令2011/65/EU）、(iv) ストックホルム国際条約、(v) 残留性有機汚染物質に関する規制（EU規則2019/1021）および2007年残留性有機汚染物質に関する規制、(vi) 2008年廃棄物枠組み指令の要件（2020年廃棄物（循環経済）（改正）規則を含むがこれに限定されない）、(vii) CEマーキング要件、(viii) 英国CAマーキング要件、(ix) 日本の化学物質の審査および製造等の規制に関する法律（1973年法律第117号）、(x) 日本の廃棄物の処理および清掃に関する法律（1970年法律第137号）。
- 17.4 紛争鉱物。** 販売者は、米国ドッド=フランク・ウォール街改革および消費者保護法の第1502条、欧州連合（EU）紛争鉱物規則（EU規則2017/821）、またはその他の適用法令（総称して「紛争鉱物」）に基づき定義される紛争地域から調達された、商品の製造に使用されるあらゆる材料または鉱物を購入者に開示するものとします。本契約に基づき提供される商品は、独立した第三者機関により「紛争鉱物不使用」と認定された鉱山および製錬所からのみ調達されるものとします。販売者は、紛争鉱物に関する方針および管理システムを採用し、OECDガイドラインに基づくデューデリジェンスの枠組みを確立し、紛争鉱物方針の遵守を支援する管理システムを実施し、サプライチェーン全体でこれらの取り組みを推進するものとします。販売者は、購入者の要求に応じて、必要な調査または報告を完了し、本取り組みに関するその他の合理的な支援をすべて提供するものとします。これには、販売者の商品に使用される紛争鉱物の出所および流通過程の管理を特定するために講じた措置が含まれるが、これに限定されません。
- 17.5 責任。** いずれの当事者も、本契約に基づく以下の責任を制限しません。(i) 当事者またはその従業員、代理人、下請業者の過失により生じた死亡または人身傷害、(ii) 詐欺または悪意ある虚偽表示、(iii) 不正行為、(iv) 重過失、または(v) 法律によって責任を制限することのできない他の行為または怠慢。
- 17.6 データの保護。** 両当事者は、本契約の履行に関連して適用されるデータ保護に関する法律および規制を遵守するものとします。これには、次のものが含まれますが、これらに限定されません。(i) 2018年欧州連合（離脱）法第3条に基づきイングランドおよびウェールズの法律の一部を構成するEU規則2016/679（以下「英国GDPR」という）、(ii) 2018年データ保護法、(iii) 2003年プライバシーおよび電子通信（EC指令）規則、および(iv) 日本の個人情報の保護に関する法律（2003年法律第57号）。
- 17.7 現代の奴隸制。** 販売者は、自社のサプライヤーが2015年現代奴隸法の要件を遵守し、サプライチェーンが人身売買を行っていないことを確認するため、必要なデューデリジェンスを全て実施し、その実施状況（講じた措置の概要を含む）を書面にて購入者に証明するものとします。購入者は、2015年現代奴隸法の遵守のために講じられた措置を確認するためのデューデリジェンス手続を監査する権利を有します。
- 17.8 贈収賄および汚職の防止。** 販売者は、直接であるかサードパーティを通じてであるかにかかわらず、その人物が悪用する目的で、またはその人物が、地位、仕事、契約、その他有利な決定を得るために、その人物の実質的または想定される影響力を違法に利用する目的で、その人物自身または他者のために、贈答品や便宜を申し出たり、約束したりしてはなりません。販売者は、有利な決定を下したり、取得したりする目的でその影響力を不正に使用するために、いかなる種類の申し出、約束、贈与または利益も自らのために求めたり、受け入れたりしてはなりません。上記に限定することなく、販売者は、本契約を締結するにあたり、禁止行為を行っていないことを保証します。「禁止行為」とは、2010年贈収賄法第1条、第2条、第6条または第7条に記載されている行為であって、これらの条項の1つ以上に基づく犯罪を構成するか、構成する可能性のあるもの、または日本の刑法（1907年法律第45号）および日本の不正競争防止法（1993年法律第47号）を含むがこれらに限定されない適用可能な贈収賄防止法の下で犯罪を構成する可能性のある行為を意味します。
- 17.9** 販売者または下請業者（または下請業者に雇用された者または下請業者に代わって行動する者）またはその代理人または株主が禁止行為を行った場合、購入者は販売者に対して責任を負うことなく直ちに本契約を解除することができます。

17.10 購入者のグローバル行動規範。 上記を制限することなく、販売者は隨時改訂および更新される購入者のグローバル行動規範にも従うものとします。 購入者のグローバル行動規範は <https://www.gtweed.com/global-code-of-conduct/> で閲覧可能です。

18. 雑則。

18.1 本契約に基づく販売者の義務は、部分納品に対する受領または支払、あるいは分割納品に関するいかなる承認がなされた場合であっても、分離可能または分割可能であるものとします。本契約のいかなる条項または規定も、いずれかの法域において無効、違法、または強制力がない場合であっても、その無効性、違法性または強制不能性は、本契約の他の条項または規定には何ら影響を及ぼさず、また他の法域において当該条項または規定が無効または強制不能となることを意味するものではありません。

18.2 本契約のいずれかの条項について、いずれかの当事者による権利放棄は、放棄する当事者が書面で明示的に記載し署名した場合に限り効力を生じるものとします。注文書に別段の定めがある場合を除き、注文書から生じる権利、救済手段、権限または特権の不行使または遅延は、その権利の放棄とみなされるものではなく、また、本契約に基づく権利、救済手段、権限または特権の单一または部分的な行使は、その他または追加の行使、またはその他の権利、救済手段、権限または特権の行使を排除するものではありません。

18.3 本契約に基づく権利および救済措置は累積的であり、法律上、衡平法上その他において利用可能なその他の権利および救済措置に追加されるものであり、それらに代わるものではありません。販売者は、訴訟の原因となる事象が最初に発生した日から1年を経過した後は、いかなる訴訟も提起できません。

18.4 本契約に基づく通知、要請、同意、請求、要求、権利放棄およびその他の連絡事項（以下、それぞれ「通知」という）は、書面により、本注文書の表に記載された当事者の住所宛て、または受領当事者が書面で指定するその他の住所宛てに送付するものとします。すべての通知は、親展、全国的に認知された翌日配達便（送料前払い）、電子メール（送信確認付き）、配達証明付き郵便または書留郵便（いずれも受領証請求、送料前払い）により送付するものとします。本注文書に別段の定めがある場合を除き、通知は(a) 受領当事者が通知を受領した時点、および(b) 通知を発した当事者が本条の要件を遵守した場合に限り効力を生じます。

18.5 本契約は日本の法律に準拠し、当事者間の完全な了解事項を構成するものとします。当事者間の過去の取引過程および商慣習は、本契約の条項を補足し、または購入者に対して解釈する上で関連性を持たないものとします。

18.6 本契約のいずれかの規定を実施するために法的措置をとる前に、両当事者は、本契約に関連して生じるすべての請求または紛争を、各当事者の上級管理職による誠実な交渉によって解決するよう努めるものとします。本契約に関連するすべての請求または紛争は、第14条の機密情報規定の違反を除き、その時点で有効な国際商業会議所の仲裁規則に従って、1名の独立した公平な仲裁人によって仲裁に付託され、最終的に解決されるものとします。かかる仲裁を申し立てる場合、当事者はそれぞれ仲裁人を選任し、当該仲裁人らは相互に第三の独立かつ公平な仲裁人を選任するものとし、当該仲裁人はこうして構成された仲裁委員会を取り仕切るものとします。仲裁地は英国ロンドンとし、仲裁は英語で行われるものとします。この規定に基づく仲裁人の報酬、費用および経費は、各当事者が平等に負担するものとします。ただし、各当事者は、自己の代理費用を負担するものとします。

18.7 販売者は、購入者の事前の書面による明示的な承認を得ることなく、注文書または本契約に基づく義務の全部または一部を譲渡、委託、または委任することはできません。本条に違反する譲渡または委任と称する行為は無効とします。本契約に基づく販売者の義務は、譲渡または委任によって免除されるものではありません。販売者の権利および義務は、販売者の法定代理人、承継人および譲受人、並びに本規定に関連する販売者の事業または資産を売却あるいは譲渡により取得する第三者の利益のために効力を生じ、かつこれらを拘束するものとします。購入者は、販売者への書面による通知をもって、本契約に基づく権利を譲渡することができます。購入者は、販売者の事前の書面による同意なしに、いつでも、注文書または本契約に基づく権利または義務の全部または一部を譲渡、移転、または委託することができます。

18.8 当事者間の関係は、独立した請負業者の関係です。注文書または本契約に含まれるいかなる内容も、両当事者間に代理店、パートナーシップ、合弁事業、またはその他の形態の共同事業、雇用、または受託関係を生じさせるものとして解釈されるものではなく、いずれの当事者も、いかなる方法においても、他方の当事者のために契約する、または他方の当事者を拘束する権限を有しないものとします。いかなる注文書からも、排他的関係が解釈されるものではありません。

18.9 注文書に記載された購入者の関連会社または指定者を除き、各注文書および本契約は、本契約の当事者およびそれらの承継人ならびに許可された譲受人のためだけの利益を目的とするものであり、本契約のいかなる条項も、明示的または黙示的に、1999年契約（第三者の権利）法に基づき、本契約のいかなる条項も執行する権利を生じさせることを意図する、また生じさせるものではありません。



- 18.10** 販売者は、購入者の書面による同意なしに、購入者の名前または商標を、いかなる種類の広告資料、ウェブサイト、プレスリリース、インタビュー、記事、パンフレット、名刺、プロジェクト事例紹介、または顧客リストに使用することはできません。
- 18.11** 本契約書において使用される見出しあは、参考上の便宜のため挿入されたものであり、当事者間のいかなる契約の一部ともみなされず、いかなる契約の説明または解釈に関連して参照されることはありません。
- 18.12** 販売者は、権利発生日から1年を経過した後は、いかなる訴訟も提起できません。本第18.12条の目的上、時間は重要な要素です。
- 18.13** 購入者は、その他の権利または救済手段を損なうことなく、販売者が購入者に対して負う債務を、購入者または購入者の関連会社が販売者に対して支払うべき金額と相殺する権利をいつでも有するものとします。
- 18.14** 本契約は、契約締結前の本件に関する購入者と販売者との間の完全な合意を構成し、購入者の見積依頼および販売者の見積を含むがこれらに限定されない、すべての事前書面または口頭による合意、表明および了解に優先するものとします。本契約は、購入者の権限を有する代表者が発行する注文書の修正または変更によってのみ変更することができます。当事者が取引基本契約またはこれに準ずる契約（以下「MSA」）を締結しており、MSAと本条件との間に矛盾が生じた場合、MSAの条項が優先するものとします。
- 18.15** 本契約の終了、解除または満了後もその性質上継続すべき購入者および販売者の義務は、本契約の終了、解除または満了後も存続するものとします。これには、第7条（監査／品質管理）、第8条（記録の管理）、第9条（保証）、第10条（補償および保険）、第14条（機密情報）、第16条（リコール）、第18条（雑則）の規定を含むがこれらに限定されません。